

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2546号

平成26年2月18日火曜日 第2546号

◇ 目 次 ◇
告 示

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

## ○愛媛県告示第180号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 2 月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日
セプンスター重信店	東温市志津川171番 地外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成26年 3月1日	平成26年 2月6日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 8 時45分から 午後10時15分まで	午前 8 時45分から 午後11時15分まで		
		荷さばき施設において荷さば きを行うことができる時間帯	午前6時から 午後5時まで	午前6時から 午後8時まで		

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第181号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

喜多郡内子町立石2009の1、3794、3797の1、4019、中川835、878、879の1、879の2、881、1211、1212の1から1212の3まで、1213、2114の1、2115、2116、3141、3476、3503、3504、3506、3508、3510、3519、寺村7、22、30、31、上川1598、1600、1611、2220、2221、2253、2254、2280、2282、2284、2285、2285の2、2286、2286の2、2290、2293の2、2294、2300、2300の2、2301から2305まで、2688、3015、3042、3045から3047まで、4513、本川19、331、750、751の1、751の2、大洲市肱川町山鳥坂5175から5177まで

2 保安林として指定された目的 士砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに内 子町役場及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第182号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和47年2月2日農林省告示第45号(七に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第183号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成26年 2 月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

種類	位	置		数	量	及	び	能	カ
移動式荷役機 械 ( クローラ クレーン )	松山市大可賀番	買三丁目1464	数量能力		基格布	<b></b> 重	350	トン	,

## ○愛媛県告示第184号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 2 月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(4級基準点)

2 作業期間 平成26年2月18日から

3月25日まで

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.-

3 作業地域 西予市内

# ○愛媛県告示第185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年2月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	外分地区	平成26年 1 月20日

### ○愛媛県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	興/	舌島循顼	睘線	松山市由良町12	281番 2						平成26年 2 月18日

## ○愛媛県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	Ē	串内子線	Ř	大洲市田処乙10同市田処甲4番		ò					平成26年 2 月18日
県	道	Ē	串内子線	Ř	大洲市柳沢甲33	37番 2						平成26年 2 月18日

## 公 告

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成26年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量 交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所 松山市若草町7番地(交通管制センター)ほか
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備 保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履 行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係

〒790 - 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934-0110

(2) 入札書の受領期限

平成26年3月31日(月)午前10時00分

- (3) 事前提出書類(入札書のほかに提出する書類)の受領期限 平成26年3月20日(木)午後5時15分まで
- (4) 開札の日時及び場所 平成26年3月31日(月)午前10時00分 愛媛県警察本部2階 第一会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否 一

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and

Sub center, 1 set

- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. 31 March 2014
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administrative

Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan

Tel 089 934 0110

教育委員会規則	教	育	委員	会	規	則
---------	---	---	----	---	---	---

## ○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年2月18日

> 愛媛県教育委員会 委員長 松 岡 義 勝

#### 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

īF 孙 前 孙 īF

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

- **第10条** 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受 **│第10条** 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受 け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免 許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書 類(法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつて は、第4号に掲げる書類を除く。)を提出しなければならない。 (1)~(3) 省略
  - (4) 実務に関する証明書(法施行規則附則第6項の表備考第4号 の規定により、栄養教育実習の単位を振り替える場合にあつて は、同号に規定する旨の証明を含む。)又は幼稚園教諭の免許 状の授与の特例に係る実務に関する証明書(法附則第19項に規 定する者の場合に限る。様式第10号)
  - (5) 省略
  - (6) 基礎資格を有することを証する書類(幼稚園教諭又は栄養教 諭の場合に限る。)
- (7)~(11) 省略

(様式)

第18条 この規則の定めるところにより提出し、交付し又は保存す ることを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式に よる。

	左欄	右欄
省略		
14	幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係 る実務に関する証明書	様式第10号
省略		

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

- け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免 許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書 類(法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつて は、第4号に掲げる書類を除く。)を提出しなければならない。
- (1)~(3) 省略
- (4) 実務に関する証明書(法施行規則附則第6項の表備考第4号 の規定により、栄養教育実習の単位を振り替える場合にあつて は、同号に規定する旨の証明を含む。)

(5) 省略

- (6) 基礎資格を有することを証する書類( 栄養教 諭の場合に限る。)
- (7)~(11) 省略

(様式)

第18条 この規則の定めるところにより提出し、交付し又は保存す ることを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式に よる。

	左欄	右欄
省略		
14	削除	削除
省略		

様式第9号の次に次の1様式を加える。

**様式第10号**(第10条関係) 幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書

# 幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日 (証明者)

印

所 在 地 電話番号

記

# 良好な成績で勤務した期間

勤務期間	実労働時間	施設名	認可等 年月日	職名	職務内容	備考
年 月 日から 年 月 日まで	時間					
年 月 日から 年 月 日まで	時間					
年 月 日から 年 月 日まで	時間					
年 月 日から 年 月 日まで	時間					
年 月 日から 年 月 日まで	時間					

- 注1 認可等年月日の欄は、認可外保育施設にあつては、設立年月日を記入すること。
  - 2 備考欄は、勤務しなかつた期間、その事由(病気休暇、産前産後休暇及び育児休業)等を記入すること。
  - 3 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとの幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書が必要であること。

	 N152-10 -J
84 Bil	
附則	
この規則は、公布の日から施行する。	
こうないがいか、 ひょうひ 口 ひ 口 の 口 の しょうしょう	

平成26年 2 月18日 発行 85